

国立大学法人和歌山大学外部資金等獲得インセンティブ経費配分規程

制 定 平成27年 8月28日

法人和歌山大学規程 第1692号

最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下、「本学」という。）は、教員の研究意欲及び研究力の向上を図るため、外部資金等の獲得によるインセンティブの経費配分について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 「外部資金等」とは、次のものをいう。

ア 受託研究、受託事業、共同研究、科学研究費助成事業等の経費であり、本学の自己収入、運営費交付金以外の経費

イ 本学の自己収入のうち、学術指導に係る委託料

(2) 「年俸制教職員」とは、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第33条ただし書きの規定に基づき年俸制の適用を受ける教職員をいう。

(3) 「研究プロジェクト」とは、研究目標を共有する複数名の教員等によって編成された一又は複数の研究課題からなる研究組織をいう。

(4) 「研究代表者」とは、研究プロジェクトを総括し、当該研究プロジェクトに置く一又は複数の研究課題における研究の立案、当該研究課題を担う組織の編成、研究計画の進捗管理及び研究費の経費配分等の全体調整を行う本学の教員をいう。

(5) 「共同研究者」とは、研究プロジェクトに所属し研究を遂行する研究代表者以外の本学の教員をいう。

(6) 「支援部局」とは、旅行命令（承認）者所掌の部局をいう。

(経費配分の対象)

第3条 外部資金等獲得インセンティブは、外部資金等獲得により得た間接経費のうち本学において全学共通の用途として使用する間接経費を対象とする。

(経費配分)

第4条 外部資金等獲得インセンティブの経費配分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 間接経費の収入総額の30%に相当する額を当該経費獲得教員等の研究費等に経費配分し、10%に相当する額を当該経費獲得教員等配置部局の管理経費等に経費配分する。ただし、年俸制教職員については、当該経費獲得教員等の研究費等への経費配分に代えて、給与として支給することができる。

(2) 研究プロジェクトで外部資金等を獲得し間接経費を得た場合、研究代表者の他、共同研究者にも経費配分することができる。当該外部資金等の申請書等により研究代表者、各共同研究者への金額が明らかな場合、その金額を基礎とし経費配分額を算出する。明らかでない場合、研究代表者の判断により経費配分額を決定するものとする。当該経費獲得教員等配置部局の管理経費等への経費配分についても、各共同研究者の配置部局へ経費配分するものとする。

外部資金獲得インセンティブ経費配分規程（一部改正）

- (3) 役員が外部資金等を獲得し間接経費を得た場合、間接経費の収入総額30%に相当する額を当該経費獲得役員の研究費等に経費配分し、10%に相当する額を研究室が置かれている部局の管理経費等に経費配分する。
- (4) 名誉教授、独立行政法人日本学術振興会特別研究員等の本学と雇用関係を有しない者が間接経費を獲得した場合、間接経費の収入総額の40%に相当する額を当該獲得教員等支援部局の管理経費等に経費配分する。
- (5) 外部資金等獲得インセンティブの経費配分後、経費配分対象の間接経費が減額された場合、経費配分された外部資金等獲得インセンティブの返還は要しない。ただし、研究不正等、対象教員等に重大な責があると学長が判断する場合は、経費配分された外部資金等獲得インセンティブの一部または全部を返還させることができる。
- (6) 外部資金等獲得インセンティブの経費配分後、年度途中に対象教員等が退職した場合、経費配分された外部資金等獲得インセンティブの返還は要しない。

(経費配分の時期)

第5条 外部資金等獲得インセンティブの経費配分時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該研究実施年度に行い、原則として経費配分対象の間接経費が本学へ入金された後に行う。ただし、間接経費の全部または一部の入金翌年度になる場合等、入金後の経費配分に支障がある場合は、受入決定等をもって経費配分することができる。
- (2) 当該年度の1月以降に入金（前号ただし書きの場合においては受入決定等）された場合は、研究代表者の判断により受入年度の翌年度に経費配分を行うことができる。ただし、給与として支給する場合は、当該研究実施年度に支給する。なお、対象教員等配置部局への経費配分は、対象教員等への経費配分年度と同一年度とする。

(経費配分手続き)

第6条 外部資金等獲得インセンティブの経費配分手続きは、研究協力課において行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、外部資金等獲得インセンティブの経費配分の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1974号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2789号）

この改正規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2939号）

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。